

税務訴訟資料 第272号(順号13670)

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、同第●●号 所得税更正処分等取消
請求事件(以下、順に「第1事件」、「第2事件」、「第3事件」という。)

国側当事者・国(札幌西税務署長ほか)

令和4年2月14日棄却・控訴

判 決

第1事件原告	甲 (以下「原告甲」という。)
第2事件原告	乙 (以下「原告乙」という。)
第3事件原告	丙 (以下「原告丙」という。)
第3事件原告	C株式会社 (以下「原告会社」という。)
同代表者代表取締役	丙
上記4名訴訟代理人弁護士	辻 佳宏 中島 玲史
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	札幌西税務署長 吉田 真澄
処分行政庁	旭川東税務署長 佐藤 隆樹
同指定代理人	生貝 由香里 淵 政博 猪股 翔太 久恵 茂樹 大西 規行 森池 友彦 朴澤 勲 中 祐規 傳法 章由

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件に係る請求

札幌西税務署長（以下「本件税務署長1」という。）が平成29年6月2日付けで原告甲に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の更正処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該更正処分を「本件更正処分（原告甲分）」という。）のうち、未公開分株式等課税譲渡所得等の金額（租税特別措置法37条の10第1項（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）所定の「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」のうち、平成20年法律第23号附則43条2項所定の「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」以外の金額のこと。以下同じ。）零円及び納付すべき税額マイナス130万9800円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該賦課決定処分を「本件賦課決定処分（原告甲分）」という。また、本件更正処分（原告甲分）及び本件賦課決定処分（原告甲分）を併せて「本件更正処分等（原告甲分）」という。）を取り消す（なお、納付すべき税額のマイナスは、還付金の額に相当する税額のことを意味する。また、本判決では、税額につき、納付すべき税額が増加する方向及び還付金の額に相当する税額が減少する方向をプラス、納付すべき税額が減少する方向及び還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスとみて、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」、ある金額よりもマイナス方向の部分を「超えない部分」と表現する。以下同じ。）。

2 第2事件に係る請求

本件税務署長1が平成29年6月2日付けで原告乙に対してした平成25年分の所得税等の更正処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該更正処分を「本件更正処分（原告乙分）」という。）のうち、未公開分株式等課税譲渡所得等の金額零円及び納付すべき税額マイナス69万2537円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの。以下、特記しない限り、裁決により一部取り消された後の当該賦課決定処分を「本件賦課決定処分（原告乙分）」という。また、本件更正処分（原告乙分）及び本件賦課決定処分（原告乙分）を併せて「本件更正処分等（原告乙分）」という。）を取り消す。

3 第3事件に係る請求

- (1) 本件税務署長1が平成29年5月9日付けで原告丙に対してした平成25年分の所得税等の更正処分（以下「本件更正処分（原告丙分）」という。）のうち、総所得金額1875万2000円及び納付すべき税額10万1700円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分（原告丙分）」という。また、本件更正処分（原告丙分）及び本件賦課決定処分（原告丙分）を併せて「本件更正処分等（原告丙分）」という。）を取り消す。
- (2) 旭川東税務署長（以下「本件税務署長2」という。）が平成29年5月9日付けで原告会社に対してした平成25年8月分の源泉徴収に係る所得税等（以下「源泉所得税等」という。）の納税告知処分（以下「本件納税告知処分（原告会社分）」という。）及び不納付加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分（原告会社分）」という。また、本件納税告知処分（原告会社分）及び本件賦課決定処分（原告会社分）を併せて「本件納税告知処分等

(原告会社分)」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

原告会社は、平成25年8月22日に、原告甲、原告乙、丁（以下「訴外丁」という。）及び戊（以下「訴外戊」という。）から、原告会社の株式7498株を取得した上で（以下、これに係る取引を「本件取引1等」という。また、このうち、原告甲及び原告乙に係るものを「本件取引1」といい、原告甲に係るものを「本件取引1（原告甲分）」といい、原告乙に係るものを「本件取引1（原告乙分）」という。）、原告丙に対し、当該株式7498株を処分した（以下、これに係る取引を「本件取引2」という。）。

第1事件は、原告甲が、平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書（原告甲分）」という。）を提出したところ、本件税務署長1が、本件取引1（原告甲分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、本件更正処分等（原告甲分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をしたことから、原告甲が、前記第1の1のとおりの取消しを求めた事案である。

第2事件は、原告乙が、平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書（原告乙分）」という。）を提出したところ、本件税務署長1が、本件取引1（原告乙分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、本件更正処分等（原告乙分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をしたことから、原告乙が、前記第1の2のとおりの取消しを求めた事案である。

第3事件のうち原告丙の請求に係るものは、原告丙が、平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書（原告丙分）」という。）を提出したところ、本件税務署長1が、本件取引2は廉価でされたものであり、それによって享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するなどとして、本件更正処分等（原告丙分）をしたことから、原告丙が、前記第1の3（1）のとおりの取消しを求めた事案である。

第3事件のうち原告会社の請求に係るものは、本件税務署長2が、上記の経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はそれに係る源泉徴収義務（同法183条1項の規定による源泉徴収義務のこと。以下同じ。）を負うことになるなどとして、本件納税告知処分等（原告会社分）をしたことから、原告会社が、前記第1の3（2）のとおりの取消しを求めた事案である。

1 主な関係法令等

主な関係法令等は、別紙1のとおりである（なお、本件の争点と関係しない部分については適宜省略している。また、別紙1において定義した略語については、以下においても用いることとする。）。)

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略する。）又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

(1) 当事者等

ア 原告会社は、塗料・接着剤・染料・防水剤・コーキング材の販売及び調合塗料の製造等を目的として昭和33年3月●日に設立された株式会社（ただし、当該設立当初は有限会社）である。また、原告会社の平成22年7月21日から平成23年7月20日までの事

業年度（以下「平成23年7月期」といい、原告会社の他の事業年度についても同様に表記する。）から平成25年7月期までの法人税の各確定申告書には、自らの「事業種目」が「塗料・建材等卸」である旨が記載されており、原告会社のホームページにも、「建築、環境資材を取扱う総合商社」である旨が記載されていた。（甲1、乙3、4）

イ 原告丙は、原告会社の代表取締役であったD（以下「訴外D」という。）とE（以下「訴外E」という。）の子であり、平成11年10月16日からは、原告会社の代表取締役を務めていた。（甲1、19、乙2）

ウ 原告甲は、F（以下「訴外F」という。）の配偶者であり、原告乙、訴外丁及び訴外戊は、原告甲と訴外Fの子であるところ、この訴外Fは、訴外Dの弟であり、平成22年7月20日まで、原告会社の取締役を務めていたが、その後、平成25年4月●日に死亡した（以下、これに係る相続を「訴外相続」という。）。（甲1、20、乙1、2、28）

エ G税理士（以下「本件税理士」という。）は、長年にわたって、原告会社の顧問税理士を務めていたものであり、平成15年9月12日からは、原告会社の監査役も務めていたところ、前記アの各確定申告書のほか、原告丙の平成22年分の贈与税の申告書（以下「訴外贈与税申告書」という。）並びに原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊の訴外相続に係る相続税の申告書（以下「訴外相続税申告書」という。）などの提出に当たり、税務代理の委任を受けていた。（甲1、19、20、乙2、3、9、10）

(2) 原告会社の株式等

ア 原告会社の株式は、譲渡制限株式であり、それを譲渡するためには、原告会社の取締役会の承認を受けることが必要とされていた。（甲1、乙5）

イ 原告会社は、単元株式数を定款で定めておらず、原告会社の株主は、その有する株式1株につき1個の議決権を有するものとされていた。（甲1、乙5）

ウ 原告会社の定款上、原告会社の発行可能株式総数を24万株とし、「額面株式1株の金額」を1000円とする旨が記載されているところ（以下、この金額を「額面」という。）、遅くとも平成13年9月6日以降、原告会社の発行済株式の総数は、6万株であった。（甲1、乙5）

エ 平成23年7月期から平成25年7月期までにおいて、原告会社の資本金の額は、6000万円であり、原告会社の資本準備金の額は、1500万円であった。（甲1、乙3、6）

オ 平成23年7月期から平成25年7月期までにおける原告会社の売上高及び当期純利益並びにその期末における資産の部の合計額及び純資産の部の合計額は、次のとおりであった。（乙6）

(ア) 平成23年7月期

- a 売上高 23億5901万5817円
- b 当期純利益 2795万9658円
- c 資産の部の合計額 18億8337万1292円
- d 純資産の部の合計額 13億7758万6774円

(イ) 平成24年7月期

- a 売上高 23億7795万2189円
- b 当期純利益 2991万4890円

- c 資産の部の合計額 19億2419万8042円
- d 純資産の部の合計額 13億8568万5664円

(ウ) 平成25年7月期

- a 売上高 24億6837万9416円
- b 当期純利益 2903万2815円
- c 資産の部の合計額 18億7739万7137円
- d 純資産の部の合計額 13億8387万9239円

カ 平成25年7月期における原告会社の従業員数は、40人以上50人未満であった。

(乙7)

キ 本件取引1及び2の前後における原告会社の株主ごとの株式数は、別紙2の表のとおりであった。(甲8、19、20、乙3、8、11、14、15)

(3) 本件取引1及び2等

ア (ア) 原告丙は、訴外Dから、平成22年12月25日に、原告会社の株式4000株の贈与(以下「訴外贈与」という。)を受けた。(乙9)

(イ) これを受け、原告丙は、平成23年3月11日に、訴外贈与税申告書を提出した。

この訴外贈与税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されており、その添付資料である贈与契約書及び計算明細書にも、その旨が記載されていた。(乙9)

イ (ア) 平成25年7月4日に、訴外相続の相続人であった原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊の間で、訴外相続に係る遺産分割協議が成立したところ、これにより、訴外Fが生前有していた原告会社の株式3703株については、原告甲が相続することになった。これに係る遺産分割協議書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されており、その末尾には、それぞれの署名及び押印がされていた。(乙13)

(イ) これを受け、原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊は、平成25年7月5日に、訴外相続税申告書を提出した。この訴外相続税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されており、その添付資料である計算明細書にも、その旨が記載されていた。(乙10)

ウ 平成25年7月22日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を取得することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同年8月22日に、これに係る本件取引1等がされた。(甲19、20、乙8、14)

(ア) 譲渡人 原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊

(イ) 譲受人 原告会社

(ウ) 株式数 7498株(譲渡人ごとの内訳は、次のとおりである。)

- a 原告甲 5373株
- b 原告乙 1670株
- c 訴外丁 265株
- d 訴外戊 190株

(エ) 単価 1株当たり3000円

エ 平成25年8月2日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を処分することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員（ただし、原告丙を除く。）の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月22日に、これに係る本件取引2がされた。（甲19、20、乙14、15）

- （ア）譲渡人 原告会社
- （イ）譲受人 原告丙
- （ウ）株式数 7498株
- （エ）単価 1株当たり3000円

（4）本件訴えの提起に至る経緯等

ア（ア）原告甲は、平成25年分の所得税等について、その法定申告期限内に、別紙3の表の「確定申告」欄のとおりの本件確定申告書（原告甲分）を提出した。（乙16）

（イ）原告乙は、平成25年分の所得税等について、その法定申告期限内に、別紙4の表の「確定申告」欄のとおりの本件確定申告書（原告乙分）を提出した。（乙16）

（ウ）原告丙は、平成25年分の所得税等について、その法定申告期限内に、別紙5の表の「確定申告」欄のとおりの本件確定申告書（原告丙分）を提出した。（乙16）

イ（ア）本件税務署長1は、その担当職員による調査に基づき、本件取引1（原告甲分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、平成29年6月2日付けで、別紙3の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件更正処分等（原告甲分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をした。（甲2）

（イ）本件税務署長1は、上記（ア）の調査に基づき、本件取引1（原告乙分）は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、平成29年6月2日付けで、別紙4の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件更正処分等（原告乙分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）をした。（甲3）

（ウ）本件税務署長1は、前記（ア）の調査に基づき、本件取引2は廉価でされたものであり、それによって享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するなどとして、平成29年5月9日付けで、別紙5の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件更正処分等（原告丙分）をした。（甲4）

（エ）本件税務署長2は、その担当職員（以下、前記（ア）の担当職員と併せて「本件調査担当職員」という。）による調査（以下、前記（ア）の調査と併せて「本件調査」という。）に基づき、上記（ウ）の経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はそれに係る源泉徴収義務を負うことになるなどとして、平成29年5月9日付けで、別紙6の表の「納税告知処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件納税告知処分等（原告会社分）をした。（甲5）

ウ（ア）原告甲は、本件更正処分等（原告甲分）（ただし、裁決により一部取り消される前のもの）を不服として、平成29年8月30日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けで、別紙3の表の「裁決」欄のとおり、その一部のみを取り消す旨の裁決をした。（甲6）

（イ）原告乙は、本件更正処分等（原告乙分）（ただし、裁決により一部取り消される前

のもの)を不服として、平成29年8月30日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けで、別紙4の表の「裁決」欄のとおり、その一部のみを取り消す旨の裁決をした。(甲7)

(ウ)原告丙は、本件更正処分等(原告丙分)を不服として、平成29年6月14日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けで、当該審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲8)

(エ)原告会社は、本件納税告知処分等(原告会社分)を不服として、平成29年6月14日に、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月19日付けで、当該審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲9)

エ 原告らは、平成30年9月18日に、本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件更正処分等(原告甲分)、本件更正処分等(原告乙分)、本件更正処分等(原告丙分)及び本件納税告知処分等(原告会社分)の適法性に関する被告の主張は、別紙7から10までのとおりであるところ(なお、別紙7から10までにおいて定義した略語については、以下においても用いることとする。)、このうち、本件では、①本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等、②本件取引2によって享受した経済的な利益が同法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等、③本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるか否か等がそれぞれ争点になっている。これらの争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1)争点①(本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等)について

ア 被告の主張

(ア) a 譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合においても(なお、これによる委任を受けた所得税法施行令169条は、同号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする旨を規定している。)、既に生じている増加益を具体的に把握することができることから、同項は、当該場合には、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなす旨を規定している。

そして、居住者が発行会社に対してその株式を譲渡した場合において、それにより交付を受けた対価の額がその時における価額の2分の1に満たない金額であったときには、所得税法25条1項及び59条1項並びに租税特別措置法37条の10第3項の規定により、その対価の額から当該株式に対応する資本金等の額を控除した部分については、みなし配当の金額とされる一方で、その時における価額に相当する金額からみなし配当の金額を控除した部分については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることになる。

b また、所得税法59条1項所定の「その時における価額」とは、資産の譲渡の時

における当該資産の客観的交換価値をいうところ、この客観的交換価値については、必ずしも一義的に確定することができるものではないし、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減等の観点からも、あらかじめ定められた評価方法によって画一的に評価するのが合理的である。そこで、課税実務上、居住者が株式を譲渡した場合における同項所定の「その時における価額」については、基本通達59-6の規定において統一的な取扱いが設けられており、特に取引相場のない株式の価額については、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされている。これによる評価方法は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであるから、その評価方法によって算定された価額については、その評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別な事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、同項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

- c 本件取引1についてみると、原告甲及び原告乙は、いずれも評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するものの、原告甲及び原告乙並びにその直系血族等である訴外丁及び訴外戊の有する議決権の合計数が、原告会社の議決権総数の約24.7%にとどまることが認められるから、いずれも評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」には該当しないことになる。そのため、評価通達178所定の「大会社」、「中会社」又は「小会社」のいずれに該当するかを判定するに当たって、基本通達59-6の(2)の規定が適用されることはない。そこで、評価通達178の規定によって判定すると、原告会社は、評価通達178所定の「中会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万6567円になるから、この金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めるのが相当である。
- d 本件取引1は、上記cの金額(1株当たり1万6567円)の2分の1に満たない金額(1株当たり3000円)により原告会社の株式5373株及び1670株をそれぞれ譲渡したものであるから、いずれも所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められる。

(イ) これに対し、原告甲及び原告乙は、本件取引1については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告甲及び原告乙と原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告甲及び原告乙が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、そもそも、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるから、ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がないものといえる。また、譲渡所得に対する課税は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のもので

あり、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は理由がない。

(ウ) また、原告甲及び原告乙は、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告甲及び原告乙から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである旨なども主張している。

しかしながら、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、本件取引1の時に於いてその対象とされた原告会社の株式5373株及び1670株につき既に生じている増加益を課税の対象としたとしても、何らの問題はないし、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は理由がない。

(エ) さらに、原告甲及び原告乙は、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」として設けられたものであるが、これは、算定根拠等の合理性が明らかである場合には、それによるべきであるし、当該場合にまで基本通達59-6の規定を形式的に適用する必要はないという趣旨のものにとどまる。そして、本件で問題になる本件取引1の対価の額（1株当たり3000円）は、単に原告会社の株式の額面（1株当たり1000円）を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するという事もできない。

したがって、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は理由がない。

イ 原告甲及び原告乙の主張

(ア) 平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の取得については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引1は、原告会社が自己株式を取得したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、株主と発行会社との間で、何らの利益も移転することはない。

このことは、次の事例からも明らかである。すなわち、例えば、ある発行会社の自己株式を除く発行済株式の総数が1000株で、株主Aが当該株式800株、株主Bが当

該株式200株を有する状況において、当該発行会社の貸借対照表上、資産の部には1万円、負債の部には零円、純資産の部には1万円が計上されており、当該株式の価額の合計額が当該発行会社の純資産価額と同額で、その単価が1株当たり10円であるとした場合に、当該発行会社が株主Aから100円（1株当たり1円）で当該株式100株を取得したという事例を想定する。この場合、①株主Aに支払った100円に相当する金額が資産の部及び純資産の部から控除されるため、当該発行会社の純資産価額は9900円になり、また、自己株式を除く当該株式の総数は900株になる。そして、②株主Aは、もともと合計8000円相当の当該株式800株を有していたところ、当該取得後は、当該発行会社から100円の支払を受ける代わりに、当該株式100株を失い、合計7700円相当の当該株式700株を有することになるから、結果として、200円相当の不利益を被ることになる。他方で、③株主Bは、もともと合計2000円相当の当該株式200株を有していたところ、当該取得後は、合計2200円相当の当該株式200株を有することになるから、結果として、200円相当の利益を享受することになる。このように、自己株式の取得においては、それが廉価でされた場合であっても、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間で、利益が移転するだけであり、株主と発行会社との間では、何らの利益も移転することはない。

そうすると、自己株式の取得である本件取引1がされたとしても、対価の額の多寡にかかわらず、原告甲及び原告乙と原告会社との間では、何らの利益も移転していないことになるから、それをもって、原告甲及び原告乙が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められないし、本件取引1により保有期間中の増加益が実現したとみなして株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許されないというべきである。

(イ) また、例えば、ある発行会社が5万円でその株式1株を発行していたところ、株主Aが他の者から3万円で当該株式1株を取得した後に、当該発行会社が株主Aから10万円で当該株式1株を取得したが、その時における価額が30万円であったという事例を想定する。この場合、①後者の取得における対価の額（10万円）から当該株式1株に対応する資本金等の額（5万円）を控除した部分（5万円）については、所得税法25条1項の規定により、みなし配当の金額として配当所得に対する課税の対象とされ、また、②当該株式1株に対応する資本金等の額（5万円）から前者の取得における対価の額（3万円）を控除した部分（2万円）については、租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになるが、被告の主張を前提とすると、これだけでなく、③後者の取得の時における価額（30万円）から後者の取得における対価の額（10万円）を控除した部分（20万円）についても、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになる。

しかしながら、次に述べるところによれば、上記③の部分についてまで、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許されないというべきである。

a 所得税法59条1項は、同項各号に掲げる理由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなくなる事態を防止するため、その時にお

る価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。そして、前記（ア）で述べたように、仮に自己株式の取得が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益がその相手方であった株主から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に同項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該他の株式を有する株主に対する贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまるものと解される。

b また、例えば、ある発行会社の発行済株式の総数が100株で、株主Aが当該株式の全てを有する状況において、当該発行会社が無償で当該株式99株を取得した後に、株主Aが他の者に当該株式1株を譲渡したという事例を想定した場合、被告の主張するように、所得税法59条1項の規定を適用すると、前者の取得の時ににおいて当該株式の99%に生じていた保有期間中の増加益については、後者の譲渡の段階で課税の対象とされるだけでなく、前者の取得の段階でも課税の対象とされることになる。そのため、このような場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである。

c そして、租税特別措置法37条の10第3項の規定をみても、自己株式の取得によって現に交付を受けた金銭の額等について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす旨を規定するものにとどまるし、自己株式の取得を資産の譲渡とみなして、それが廉価でされたときに所得税法59条1項の規定を適用する旨までは規定していないと解すべきである。

これとは反対に解するのであれば、上記bで述べたように、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となるから、租税特別措置法37条の10第3項の規定は、その限りで憲法29条1項の規定に反して無効になるものと解される。

d なお、租税特別措置法通達37の10-27は、自己株式の取得が廉価でされたときにも、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があることを前提とした規定を設けているが、以上で述べたところによれば、そのような解釈は、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定に反して許されないものと解される。

(ウ) 仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、基本通達59-6は、自己株式の取得の場合にまで適用されることを想定した規定ではないから、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになる。そして、自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社自体に直接の利害関係はなく、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間の利害関係しか問題にならないところ、その価額を算定するに当たっても、そのような実体が考慮されるべきであるし、東京高裁平成●●年(○○)第●●号同24年6月20日判決・訟務月報59巻4号1119頁等(甲17)も、自己株式が資産ではないことを理由として、その取得価額を零円と

すべき旨を判示している。そのため、自己株式の取得における所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とするのが相当である。

(エ) 以上で述べたところによれば、この点に関する被告の主張は理由がないから、それを前提とする本件更正処分（原告甲分）及び本件更正処分（原告乙分）については、いずれも違法なものと認められる。

(2) 争点②（本件取引2によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等）について

ア 被告の主張

(ア) a 本件取引2の対価の額がその時における価額を下回るものであった場合には、原告丙は、原告会社から、その差額に相当する経済的な利益を享受していたことになるところ、この経済的な利益は、原告丙が原告会社の代表取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる。そのため、当該場合には、原告丙については、それに係る給与所得に対する課税がされることになり、原告会社については、それに係る源泉徴収義務を負うことになる。

b ところで、基本通達36-36の規定等を踏まえると、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。

c 本件取引2についてみると、原告丙は、本件取引2によって原告会社の株式7498株を取得したものであるし、原告丙及びその直系血族である訴外Eの有する議決権の合計数も、原告会社の議決権総数の50%超であったことなどが認められる。そのため、原告丙は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引2の時における価額を算定すると、別紙12の表のとおり、1株当たり2万5633円になるから、この金額と実際の対価の額（1株当たり3000円）との差額（1株当たり2万2633円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当である。

d 以上で述べたところによれば、原告丙は、本件取引2によって上記cの差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる。

(イ) これに対し、原告丙及び原告会社は、本件取引2については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告丙との間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということはできない旨などを主張している。

しかしながら、そもそも、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるから、

ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がないものといえる。そして、本件取引2が廉価でされた場合には、原告丙は、その時における価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したことになるし、この経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、上記（ア）で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(ウ) また、原告丙及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引2が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告丙に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取得していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないから、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(エ) さらに、原告丙及び原告会社は、本件取引2については、廉価でされたものであるとの認識がなかったこと、原告会社の代表取締役である原告丙以外に資金調達をすることが可能で、かつ、原告会社の株式を取得する動機を有するものがいなかったため、原告丙を相手方とする本件取引2をすることとしたことなどを踏まえると、原告丙の労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、所得税法36条1項所定の「収入」が生じたか否か、本件でいえば、原告丙が本件取引2によって経済的な利益を享受したか否かについては、客観的に判断すべきものであるし、また、本件取引2の経緯等に関して原告丙及び原告会社の主張する事情は、むしろ原告会社の代表取締役としての地位に基づくものであったことを示しているから、それをもって、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することを否定することはできない。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(オ) 加えて、原告丙及び原告会社は、基本通達36-36については、基本通達23-35共-9及び評価通達第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものととどまるから、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することは許されない旨なども主張している。

しかしながら、基本通達36-36は、基本通達59-6と同様に、所得税法36条1項所定の「収入すべき金額」について規定したものであり、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的であるし、このように同様の取扱いをすることは、納税者間の公平にも資するものといえる。

また、評価通達178から189-7までに定める例によって取引相場のない株式の

価額を算定する場合には、株主の事業経営への影響力に応じて評価方法が区分されており、当該影響力の乏しい少数株主については、単に配当を期待するものにとどまることから、いわゆる配当還元方式によって評価することとされている。そして、このように少数株主の期待の実質等に着目して当該株式の価額を算定すべきことは、基本通達59-6の規定が適用される場面においても、基本通達36-36の規定が適用される場面においても、等しく妥当することから、上記のように同様の取扱いをするのが相当といえる。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

イ 原告丙及び原告会社の主張

(ア) 平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の処分については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引2は、原告会社が自己株式を処分したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の処分においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社と株主との間で、何らの利益も移転することはない。

このことは、次の事例からも明らかである。すなわち、例えば、ある発行会社の自己株式を除く発行済株式の総数が1000株で、株主Aが当該株式800株、株主Bが当該株式200株を有する状況において、当該発行会社の貸借対照表上、資産の部には1万円、負債の部には零円、純資産の部には1万円が計上されており、当該株式の価額の合計額が当該発行会社の純資産価額と同額で、その単価が1株当たり10円であるとした場合に、当該発行会社が株主Bに対して100円（1株当たり1円）で自己株式である当該株式100株を処分したという事例を想定する。この場合、①株主Bから支払を受けた100円に相当する金額が資産の部及び純資産の部に加えられるため、当該発行会社の純資産価額は1万0100円になり、また、自己株式を除く当該株式の総数は1100株になる。そして、②株主Bは、もともと合計2000円相当の当該株式200株を有していたところ、当該処分後は、当該発行会社に100円を支払う代わりに、当該株式100株を取得し、合計約2755円相当の当該株式300株を有することになるから、結果として、約655円相当の利益を享受することになる。他方で、③株主Aは、もともと合計8000円相当の当該株式800株を有していたところ、当該処分後は、合計約7345円相当の当該株式800株を有することになるから、結果として、約655円相当の不利益を被ることになる。このように、自己株式の処分においては、それが廉価でされた場合であっても、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間で、利益が移転するだけであり、株主と発行会社との間では、何らの利益も移転することはない。

そうすると、自己株式の取得である本件取引2がされたとしても、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告丙との間では、何らの利益も移転していないことになるから、それをもって、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということとはできないと解すべきである。

(イ) また、上記(ア)で述べたように、仮に自己株式の処分である本件取引2が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告丙に対して移

転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまるものと解される（なお、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同38年12月24日第三小法廷判決・裁判集民事70号513頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同22年7月16日第二小法廷判決・裁判集民事234号263頁、東京高裁平成●●年（〇〇）第●●号同13年3月15日判決・判時1752号19頁等参照）。

(ウ) さらに、次に述べるところによれば、本件取引2に至る経緯等をみても、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはないといえる。

a 原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊は、いずれも原告会社の業務に関与していなかったため、訴外Fの死亡に伴い、その有する原告会社の株式を取得してもらうことを希望していたところ、原告丙及び訴外Dは、これを承認した上、本件税理士からの指導を踏まえ、1株当たり3000円で本件取引1等を行うこととした。これにより、原告会社は、新たに当該株式7498株を取得することになったところ、原告丙及び訴外Dは、自己株式を多数有する状況は株式会社本来の姿ではなく、経営上も望ましくないと考えていた。そこで、本件税理士からの指導も踏まえ、1株当たり3000円で当該株式7498株を処分することとしたが、資金調達を行うことが可能で、かつ、当該株式を取得する動機があり得るのが原告会社の代表取締役である原告丙しかいなかったことから、原告丙を相手方とする本件取引2を行うこととしたものである。このように、原告丙を相手方とする本件取引2がされたのは、資金調達を行うことが可能で、かつ、当該株式を取得する動機があり得るのが原告会社の代表取締役である原告丙しかいなかったためであり、消去法によって決定したものにとどまるから、原告会社が原告丙の労務の対価として支給したものでないことは明らかである。

b また、原告丙及び訴外Dは、本件税理士の指導によって決定された対価の額（1株当たり3000円）が、適正な価額であると認識しており、本件取引2が廉価でされたものであるとは認識していなかったから、仮に本件取引2が廉価でされたものであり、その時における価額とその対価の額との差額に相当する経済的な利益があったとしても、それが原告丙の労務の対価として支給されたものであるとは考え難いし、手続的にみても、原告丙の労務の内容に見合う対価の額が決定された上でその支給のための決議等がされたなどとする事情は存在しない。

c 以上で述べたところによれば、仮に本件取引2が廉価でされたものであり、その時における価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益があったとしても、原告丙の労務の対価であったとは考え難いから、それが所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはないというべきである。

(エ) 加えて、本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）は、本件取引2が基本通達36-15の（1）所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当し、また、その対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することをその前提としているが、次に述べるところによれば、いずれにも該当することはないというべきである。

- a 基本通達36-15は、所得税法36条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」には、次に掲げるような利益が含まれるとした上で、基本通達36-15の(1)において、「物品その他の資産の譲渡」を無償又は低い対価で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価の額との差額に相当する利益を掲げている。しかしながら、前記(ア)で述べたように、自己株式は、純資産の部の控除項目として区分されるものであり、発行会社の「資産」とされるべきものではないし、その自己株式の処分も、「資産の譲渡」とされるべきものではない。なお、自己株式については、「新株と金庫株の相対的な差異が縮小された会社法の制定を契機として」、税法上「資産として取り扱わない」こととされており、有価証券の範囲からも除外されたことを受けて、「自己株式の譲渡対価の規定及び有価証券の購入による取得の場合の取得価額から自己株式の取得に係るみなし配当相当額を控除する旨の規定」も削除されている(甲10〔248頁、283頁〕参照)。そのため、自己株式の処分である本件取引2が基本通達36-15の(1)所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当することはない。
- b 基本通達36-36は、「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」については、その支給時の価額により評価する旨を規定している。しかしながら、前記(ア)で述べたように、自己株式は、純資産の部の控除項目として区分されるものであり、発行会社の資産とされるべきものではないし、その自己株式の処分も、その実質は出資の受入れであり、発行会社の役員等に対する「支給」とされるべきものではない。また、基本通達36-36所定の「有価証券」は、基本通達36-36所定の「使用者」が会計上の「有価証券」として計上している資産をいうものであるから、これに自己株式が含まれることはない。そのため、本件取引2の対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することはない。

(オ) 被告の主張する評価方法は、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するというものであるが、基本通達36-36は、基本通達23~35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものととどまる。それにもかかわらず、被告の主張によれば、これに加えて、「この場合、基本通達23~35共-9の(4)ニ所定の「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、基本通達59-6の(1)から(4)までによることを条件に、評価通達178から189-7までの例により算定した価額とする。」との規定も設けられているものと読み替えることになるが、文理上、一般の納税者がそのような読替えをしてこれに従った申告等をするのは困難であるし、納税者の信頼、予見可能性等の観点からも、そのような読替えは許されないものと解される。なお、被告は、そのような読替えをすることが納税者間の公平にも資する旨などを主張しているが、その根拠が不明であるし、そのような漠然とした主張をすること自体、この点に関する被告の主張に根拠がないことを如実に示している。

また、被告の主張する評価方法によれば、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かによって、所得税法28条1項所定の「給与等」の金額が変化すると

いう不当な事態を招くことになる。

そのため、被告の主張する評価方法によって算定された本件取引2の時点における価額には、合理的な根拠がないものと認められる。

(カ) 以上で述べたところによれば、この点に関する被告の主張は理由がないから、それを前提とする本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる。

(3) 争点③（本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるか否か等）について

ア 原告らの主張

(ア) 仮に本件取引1及び2の時点における価額が被告の主張する金額（本件取引1の時点における価額は1株当たり1万6567円、本件取引2の時点における価額は1株当たり2万5633円）であったとしても、次に述べるところによれば、本件取引1及び2に係る意思表示は錯誤無効であるといえる上、これにより生じた経済的成果もその無効に基因して失われたことになるから、本件更正処分（原告甲分）、本件更正処分（原告乙分）、本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる。

a 本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）は、本件税理士からの前記（2）イ（ウ）aの指導によって決定されたものであるところ、この本件税理士は、札幌南税務署長等を歴任していた高名な税理士で、長年にわたり原告会社の顧問税理士又は監査役を務めていたものであったことから、原告丙及び訴外Dは、全幅の信頼を置いていた。また、原告甲及び原告乙は、いずれも原告会社の業務に関与していなかったが、訴外相続税申告書を提出するに当たって訴外Dから本件税理士を紹介された際に、その経歴等の自己紹介を受けており、本件税理士が高名な税理士であり、実務経験も豊富であると認識していた。そのため、原告甲、原告乙及び原告丙が、当該指導によって決定されたこの対価の額について疑問を差し挟む余地はなかったし、税負担の可能性、株主間の公平、事務負担等も踏まえた上で算定された適正な価額であると認識していた。

加えて、原告会社の株式については、従前も1株当たり3000円で取引していたし、その点につき税務指導等を受けたこともなかったため、原告丙はもちろん、原告甲及び原告乙も、本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）が取引実績に合致するものであると認識していた。

また、原告会社の代表取締役である原告丙としては、原告会社の株式を売却することは事実上困難であるため、配当の基準となる額面（1株当たり1000円）が適切と認識していたため、本件取引1及び2の対価の額（1株当たり3000円）をむしろ「高い」と感じていたし、これが廉価なものとして認定されるとは考えてもいなかった。

なお、被告の主張する訴外贈与税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されているが、原告丙は、その作成等を本件税理士に一任していたため、その記載を認識していなかったし、仮にこれを認識していたとしても、訴外贈与と本件取引1及び2とは全く異なる取引であり、これに記載された金額とその対価の額とが一致しないことに違和感を覚えないのはむしろ当

然のことといえる。また、被告の主張する訴外相続税申告書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されているが、原告甲及び原告乙は、それを作成した本件税理士から、これは「形式上の数字」であり、現実取引をする時における価額とは異なる旨の説明を受けていたため、これに記載された金額については、「形式上の数字」にとどまるものと認識していた。

したがって、原告甲、原告乙及び原告丙が本件取引1及び2の時における価額について錯誤に陥っていたことは明らかである。

- b また、争点①及び②に関する被告の主張を前提にすると、原告らに多額の税負担が生ずることになるが、原告甲、原告乙及び原告丙は、本件取引1及び2をするに当たって、本件税理士から、この点に関する指摘を受けておらず、そのような税負担が生ずるおそれがあるとは認識していなかった。

したがって、原告甲、原告乙及び原告丙が本件取引1及び2に係る税負担について錯誤に陥っていたことも明らかである。

- c 本件取引1及び2をするに当たっては、1株当たり3000円が適正な価額であり、被告の主張するような多額の税負担が生じないことが当然の前提とされていたし、税務の専門家である本件税理士の関与の下でされた経緯等も踏まえると、それらは、いずれも黙示的に表示されて本件取引1及び2に係る意思表示の内容になっていたというべきである。そのため、前記a及びbの価額及び税負担についての錯誤をもって、法律行為の要素に錯誤があったと認めるのが相当であるし、仮にこの錯誤がなかったとすれば、本件取引1及び2をすることはなかったから、本件取引1及び2に係る意思表示は錯誤無効であるといえる。

- (イ) これに対し、被告は、本件取引1及び2について法律行為の要素に錯誤があったとはいえないし、仮にこれがあったとしても、原告甲、原告乙及び原告丙には重大な過失があった旨などを主張している。

しかしながら、本件取引1及び2について法律行為の要素に錯誤があったと認められることは、上記(ア)で述べたとおりである。

また、本件取引1及び2の対価の額(1株当たり3000円)は、本件税理士からの前記(2)イ(ウ)aの指導によって決定されたものであるところ、この本件税理士が、札幌南税務署長等を歴任していた高名な税理士で、長年にわたり原告会社の顧問税理士として経営全般に関する指導、助言等をしてきたものであったことは、前記(ア)aで述べたとおりである。このような事情を踏まえると、原告甲、原告乙及び原告丙に重大な過失があったなどということはできないし、反対に、税務の専門家が関与しているにもかかわらず、重大な過失があったとすると、一般の納税者に無理を強いる結果になる。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

- (ウ) また、被告は、仮に本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとしても、これにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われた事実は認められないから、それをもって、本件更正処分(原告甲分)、本件更正処分(原告乙分)、本件更正処分(原告丙分)及び本件納税告知処分(原告会社分)が違法なものということとはできない旨なども主張している。

しかしながら、本件取引1及び2により生じた経済的成果があったとしても、それは、

本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになるというべきである。

なお、最高裁判平成●●年(〇〇)第●●号同30年9月25日第三小法廷判決・民集72巻4号317頁は、上告人が、その理事長に対する債務免除をしたところ、所轄税務署長が、これに係る経済的な利益は当該理事長に対する賞与に該当するとして、源泉所得税の納税告知処分等をしたことから、上告人が、これらの取消しを求めたという事案において、「上告人は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするものの、前記2(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがって、上告人の主張をもってしては、本件各部分が違法であるということとはできない。」と判示している。債務免除が無効である場合には、当該債務免除により生じた経済的成果は初めから存在していなかったことになるはずであるし、この判例の「本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をして」いないとの判示は、文字どおり、その主張が欠けていることを指摘するものと解すべきである(なお、弁論主義第1テーゼ参照)。そして、原告らは、令和元年11月1日付けの原告第3準備書面において、本件取引1及び2により生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになる旨を主張しているから、この点が問題になることはない。

また、原告らは、本件調査の時に、本件取引1及び2に係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしていたが、本件調査担当職員から、複数回にわたって、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかならない」などと脅しを受けたために、その合意解約をすることができなかったという事情があるから、それにもかかわらず、被告が本件においてこの点に関する主張をすることは、信義誠実の原則に反して許されないというべきである。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

イ 被告の主張

(ア) 原告丙については、長年にわたり原告会社の代表取締役を務めていたものであり、その資産状況を十分に把握していたはずであるし、訴外Dからの訴外贈与に伴って提出された訴外贈与税申告書に、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されていたことなども踏まえると、本件取引1及び2の時ににおける価額と実際の対価の額との間に大差があることを認識していなかったとは考え難く、その他に、原告丙が原告会社の株式の価額を正しく認識することができなかったとする事情も見当たらない。

また、原告甲及び原告乙についても、訴外相続税申告書に、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載されていたことなどを踏まえると、本件取引1及び2の時ににおける価額と実際の対価の額との間に大差があることを認識していなかったとは考え難く、その他に、原告甲及び原告乙が原告会社の株式の価額を正しく認識することができなかったとする事情も見当たらない。

さらに、原告らの主張する錯誤は、いわゆる動機の錯誤であるところ、訴外丁及び原

告丙の供述等によれば、本件取引1及び2に際し、その単価が1株当たり3000円である理由等が確認されたこともないというのであり、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となっていたとは考え難いから、それをもって、法律行為の要素に錯誤があったということはできない。

そのため、本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとは認められない。

(イ) 仮に、本件取引1及び2について法律行為の要素に錯誤があったとしても、原告らの主張によれば、原告甲、原告乙及び原告丙は、本件取引1及び2の対価の額が訴外贈与税申告書及び訴外相続税申告書の記載と全く異なるものであるにもかかわらず、本件税理士の助言について何らの確認等もせずに、これを轻信したものであるから、原告甲、原告乙及び原告丙に重大な過失があったことは明らかである。そのため、原告らが本件において錯誤無効を主張することはできないというべきである。

(ウ) a また、仮に本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとしても、これにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われた事実は認められないから、それをもって、本件更正処分（原告甲分）、本件更正処分（原告乙分）、本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということとはできない。

なお、原告らの指摘する前掲最高裁平成30年9月25日第三小法廷判決は、源泉所得税の納税告知処分等の取消しを求める事案において、納税義務の原因となる行為が無効である旨を主張するためには、当該納税告知処分等の時まで、その無効に基因して当該行為により生じた経済的成果が失われ、かつ、納税者がその旨を主張していることが必要であるという判断を示したものと解すべきであるし、この理は、更正処分等の取消しを求める事案においても妥当するものといえる。

b これに対し、原告らは、本件調査の時に、本件取引1及び2に係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしたが、本件調査担当職員から、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかならない」などと脅しを受けたために、その合意解約をすることができなかったという事情があるから、この点に関する被告の主張は信義誠実の原則に反して許されない旨などを主張している。

しかしながら、原告らの主張するところの合意解約は、本件取引1及び2に係る意思表示が有効であることを前提とするものであるし、新たな行為について課税要件を満たすときに、それに係る課税がされるのも当然のことであるから、本件調査担当職員がそのような説明をしたとしても、何らの誤りもないといえる。また、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義誠実の原則の適用は慎重でなければならない、納税者間の公平等の要請を犠牲にしてもなおその信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情がある場合に、初めてその適用の是非が検討されるものにとどまるし、当該特別の事情があるか否かを判断するに当たっては、少なくとも、税務官庁が信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者が当該表示を信頼して行動したにもかかわらず、その後当該表示に反する課税処分が行われたために、納税者が経済的な不利益を被ったものであるか否かという点や、納税者が当該表示を信頼して行動したことについて納税者の責めに帰すべ

き事由がないか否かという点を考慮すべきものと解されるが、本件で問題にされている本件調査担当職員は、税務署長等の一定の責任を負うべき立場にある者ではないから、その本件調査担当職員による指導をもって、ここでいう税務官庁による公的見解の表示があったということとはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の前提事実に加え、証拠（原告丙本人、訴外丁証人、甲19、20、乙8、14、15、27）又は弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められることができる。

(1) ア 原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊は、原告会社の株式を有していたが、その業務には関与していなかったところ、原告会社においては、当該業務に関与していない株主はできる限り少ない方がよいと考えていた。そのため、当時原告会社の相談役であった訴外Dは、訴外Fの死亡に伴って、原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊に対し、原告会社において当該株式を取得する意向がある旨を伝え、原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊も、これに同意した。

イ 訴外Dは、本件税理士に対し、上記アの点について相談したところ、本件税理士から、1株当たり3000円でその株式を取得するよう指導されたことから、当該指導に従って、1株当たり3000円で本件取引1等をする事とし、原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊並びに原告丙も、それに従う事とした。

なお、この1株当たり3000円という金額は、本件税理士が単に原告会社の株式の額面（1株当たり1000円）に3を乗じて計算したものであった。

ウ 原告会社は、本件取引1等により、新たに原告会社の株式7498株を取得することになったところ、当時原告会社の相談役であった訴外Dは、本件税理士からの指導も踏まえ、原告会社の代表取締役として、それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告丙に対して本件取引2をする事とし、原告丙も、それに従う事とした。

(2) 平成30年9月20日に提出された原告会社の平成30年7月期の法人税の確定申告書には、その期末における原告会社の株主ごとの株式数が記載されていたところ、このうち原告丙及び訴外Eの株式数は、いずれも別紙2の表の「本件取引2後」欄の株式数と同数であり、原告甲、原告乙、訴外丁及び訴外戊についての記載はなかった。

2 争点①（本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等）について

(1) ア 所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定しているところ、この譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等参照）。すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税されることとな

るところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に、当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなくなる事態を防止するため、譲渡所得等に係る総収入金額の計算に関する特例として、その計算については、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号令和2年3月24日第三小法廷判決・裁判集民事263号63頁参照）。

イ また、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、同項の規定により、「その時における価額」に相当する金額により譲渡があったものとみなされることになるところ、ここでいう「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいうものと解される。

そして、所得税法施行令169条は、所得税法59条1項2号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における「価額」の2分の1に満たない金額とする旨を規定しているところ、ここでいう「価額」の意義も、上記と同様に解するのが相当である。

ウ 原告会社の株式が取引相場のない株式に該当するものであることは、当事者間で争いがないうところ、当該株式の客観的交換価値については、必ずしも一義的に確定することができるものではない。そこで、課税実務上、当該株式の価額については、基本通達59-6の規定において統一的な取扱いが設けられており、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされている。このような取扱いは、これによる評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものである限り、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減等の観点からみても、合理的であるし、これを全ての納税者に適用することは、実質的な税負担の公平を実現し、租税平等主義の原則にもかなうものといえる。そのため、その評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであるときには、その評価方法によって算定された価額については、その評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別な事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

エ（ア）そこで、まず、評価通達178から189-7までの規定についてみると、これらの規定は、相続税等の課税の場面における取引相場のない株式の価額の評価方法について規定したものであり、評価会社（当該株式の発行会社）が大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、原則的な評価方法を類似業種比準方式、併用方式又は純資産価額方式のいずれかに区分し、それによって評価するとしつつ、一定の少数株主が取得した当該株式については、例外的な評価方法である配当還元方式によって評価する旨を規定している。

このように、大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて原則的な

評価方法を区分しているのは、取引相場のない株式といっても、上場会社に匹敵するような規模の評価会社に係るものから個人企業と変わらないような規模の評価会社に係るものまで千差万別であり、その規模に応じて取引の実態等が異なることを考慮したためである。そして、大会社に該当する評価会社に係るものについては、大会社に該当する評価会社が上場株式や気配相場等のある株式の発行会社に匹敵するような規模のものであり、それが通常取引されるとすれば、上場株式や気配相場等のある株式の取引価格に準じた価額が付されることが想定されることを踏まえて、それに適した類似業種比準方式によって評価することが原則とされているのに対し、小会社に該当する評価会社に係るものについては、会社財産に対する持分的な性格が強いことを踏まえて、それに適した純資産価額方式によって評価することが原則とされているところ、中会社に該当する評価会社に係るものについては、これらの中間に位置するものであることから、双方の要素を加味した併用方式によって評価することが原則とされており、また、評価の断層が殊更生じないように、評価会社の規模等に応じて評価通達179の(2)所定の「L」の割合を3段階に区分するなどの配慮もされている。これに対し、一定の少数株主が取得した当該株式について例外的な評価方法である配当還元方式によるとしているのは、議決権割合が低い一定の少数株主においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、その取得した当該株式については、例外的な評価方法である配当還元方式によるのが相当と考えられたためであるし、その他に、具体的な内容等をもみても、一般的な合理性に欠けるところがあるとする事情は見当たらない。

(イ) ところで、評価通達は、相続税等の課税の場面を前提としたものであるところ、この相続税等は、相続等により財産を取得した者に対し、その取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、その課税の場面における取引相場のない株式の価額については、当該株式を取得した者の評価会社への支配力に着目して評価すべきものとされている。

これに対し、本件で問題になる譲渡所得に対する課税は、前記アで述べたように、所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税する趣旨のものであるから、その課税の場面においては、譲受人ではなく、当該譲渡人の評価会社への支配力に着目して評価すべきものと解される。そのため、その課税の場面においては、相続税等の課税の場面を前提とする評価通達の規定をそのまま用いることはできず、その差異等に応じた取扱いが必要になる。このような観点から、基本通達59-6は、取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6所定の一定の条件、すなわち、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する旨などの条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定したものと解されるし、その他の具体的な内容等をもみても、一般的な合理性に欠けるところがあるとする事情は見当たらない。

(ウ) 以上で述べたところによれば、基本通達59-6の規定による評価方法（取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評

価通達178から189-7までに定める例によって算定するという評価方法)は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された価額については、前記ウの特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

オ 本件取引1についてみると、前記第2の2(1)イ及びウ並びに(2)イ及びキの前提事実によれば、原告甲及び原告乙は、本件取引1の直前において、いずれも評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するものであったものの(なお、別紙11の1の表参照)、原告甲及び原告乙並びにその直系血族等である訴外丁及び訴外戊の有する議決権の合計数が、原告会社の議決権総数の約24.7%にとどまることが認められるから、いずれも評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」には該当しないことになる。そのため、評価通達178所定の「大会社」、「中会社」又は「小会社」のいずれに該当するかを判定するに当たって、基本通達59-6の(2)の規定が適用されることはない。そこで、評価通達178の規定によって判定すると、前記第2の2(1)ア並びに(2)オ及びカの前提事実によれば、原告会社の業種が卸売業であること、総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が7000万円以上20億円未満であること、従業員数が5人超100人未満であること、平成25年7月期末以前1年間における取引金額が2億円以上80億円未満であることなどが認められるから、原告会社は、評価通達178所定の「中会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万6567円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めるのが相当である。

カ そして、前記第2の2(3)ウの前提事実のとおり、本件取引1は、上記オの金額(1株当たり1万6567円)の2分の1に満たない金額(1株当たり3000円)により原告会社の株式5373株及び1670株をそれぞれ譲渡したものであり、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件更正処分(原告甲分)及び本件更正処分(原告乙分)が違法なものということとはできない。

(2) これに対し、原告甲及び原告乙は、本件取引1については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告甲及び原告乙と原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告甲及び原告乙が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ここでいう所

得税法33条1項所定の「資産」は、譲渡性を有する財産権で譲渡所得の基因となり得るものを広く含む概念であり、同項所定の「譲渡」も、その資産を移転させる一切の行為をいうものと解されるから、本件取引1がこれに該当することは明らかである。また、原告甲及び原告乙の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、保有期間中の増加益を観念することができ、当該株式が自らの支配を離れて他に移転することにも変わりはないため、上記の趣旨が妥当するものと解される。その上、上記の趣旨からも明らかなように、譲渡所得に対する課税は、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は理由がない。

- (3) また、原告甲及び原告乙は、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告甲及び原告乙から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである旨なども主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、この趣旨が妥当することは、上記(2)で述べたとおりである。また、原告甲及び原告乙の主張するところの他の株式に生じた経済的な利益は、本件取引1の対象とされた原告会社の株式5373株及び1670株とは別個の資産である当該他の株式において反射的に生じたものにとどまるから、全くの同一の所得に対して二重課税をすることにはならないものと解されるし、少なくとも本件の事実関係の下においては、所得税法59条1項の規定を適用したとしても、それをもって、直ちに違法とすることはできないというべきである。

なお、租税特別措置法は、所得税法等に対する特別法として位置付けられるものであるから、その規定するところ以外については、所得税法等の規定を適用することになるところ、本件で問題になる租税特別措置法37条の10第3項の規定等をみても、同項の規定を適用する場合において所得税法59条1項の規定の適用を排除するという趣旨の規定等は見当たらない。

したがって、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は理由がない。

- (4) さらに、原告甲及び原告乙は、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」と

して設けられたものであるが、これは、「純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定された価額（時価）により取引されたと認められる場合など、この取扱いを形式的に当てはめて判定することが相当でない場合もあること」を踏まえたものにとどまる（乙18〔685頁〕参照）。また、本件取引1の対価の額（1株当たり3000円）については、前記1（1）イの認定事実のとおり、単に原告会社の株式の額面（1株当たり1000円）を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するということはできないし、自己株式の取得の場合と通常の売買等の場合とで、譲渡人の下で生じていた増加益に差異があるとも考え難い。

したがって、この点に関する原告甲及び原告乙の主張は理由がない。

- (5) その他にも、原告甲及び原告乙は、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではなく、その主張する点をもって、本件更正処分（原告甲分）及び本件更正処分（原告乙分）が違法なものということとはできない。

3 争点②（本件取引2によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等）について

- (1) ア 所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とする旨を規定しているところ、ここでいう「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とは、その取得又は享受の時における当該物又は権利その他経済的な利益の客観的交換価値をいうものと解される。そして、この点につき、基本通達36-36は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達23-35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。

そこで、基本通達23-35共-9の規定についてみると、基本通達23-35共-9の(4)は、基本通達23-35共-9の(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合には、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる価額とするとした上で、基本通達23-35共-9の(4)ニにおいて、基本通達23-35共-9の(4)イからハまでに該当しないものは（なお、本件では、本件全証拠を精査しても、基本通達23-35共-9の(4)イからハまでに該当する適正な売買実例等があるとする事情は見当たらない。）、「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とする旨を規定しているが、このような抽象的な評価方法のみによっては、原告会社の株式のような取引相場のない株式の価額を一義的に確定することは困難である。

ところで、評価通達178から189-7までは、相続税等の課税の場面における取引相場のない株式の価額の評価方法について規定しているところ、この評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであることは、前記2（1）エ（ア）で述べたとおりであるし、課税実務上も、そのように一般的な合理性を有するものとして定着している。そのため、所得税及び法人税の課税の場面においても、これと著しく異なる評価方法によって当該株式の価額を算定することは、

大きな混乱を招くことになるから、基本通達59-6等の規定が設けられ、それぞれの課税の場面と相続税等の課税の場面との差異等に応じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するという取扱いがされている。このような観点からすれば、基本通達36-36の規定の適用が問題になる場面においても、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によるべきとすることにも合理性があるし、その評価方法によって算定された価額をもって、基本通達23~35共-9の(4)ニ所定の「その株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に該当するものと取り扱うのが相当である。

なお、基本通達59-6の規定の適用が問題になる本件取引1の場面では、発行会社(原告会社)の株式を譲渡した譲渡人(原告甲及び原告乙)に対する課税が問題になるのに対し、基本通達36-36の規定の適用が問題になる本件取引2の場面では、当該株式を取得した譲受人(原告丙)に対する課税が問題になることから、後者の場面では、前者の場面で問題になる評価通達188の規定の読替え(評価通達188の規定における「取得した株式」などの文言を「有する株式」などの文言に読み替えること)をする必要はないものと解される。

イ そして、前記2(1)ウで述べたところも踏まえると、上記アで述べた評価方法(取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する評価方法)によって算定された価額については、前記2(1)ウの特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額が実際の対価の額を上回る場合には、その差額をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めることができるものと解される。

ウ 本件取引2についてみると、前記第2の2(1)イ、(2)イ及びキ並びに(3)ウ及びエの前提事実によれば、原告丙は、本件取引2によって原告会社の株式7498株を取得したものであるし、本件取引2の時に於いて、原告丙及びその直系血族である訴外Eの有する議決権の合計数は、原告会社の議決権総数の50%超であったことが認められる。そのため、原告丙は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引2の時に於ける価額を算定すると、別紙12の表のとおり、1株当たり2万5633円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記2(1)ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額と実際の対価の額(1株当たり3000円)との差額(1株当たり2万2633円)をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当である。

エ そして、前記1(1)の本件取引2に至る経緯等に鑑みると、本件取引2については、原告丙が原告会社の代表取締役としての地位に基づいて原告会社からその株式を取得したものと認められるから、それにより原告丙が享受した上記ウの差額に相当する経済的

な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事情は見当たらない。そのため、この経済的な利益については、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる（なお、最高裁昭和●●年（○○）第●●号同37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1749頁は、「勤労者が勤労者たる地位にもとづいて使用者から受けた給付は、すべて（中略）給与所得を構成する収入と解すべきである旨を判示している。）。

オ 以上で述べたところによれば、原告丙は、本件取引2によって前記ウの差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということとはできない。

(2) これに対し、原告丙及び原告会社は、本件取引2については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告丙との間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということとはできない旨などを主張している。

しかしながら、原告丙及び原告会社の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を処分した場合であっても、それが廉価でされたものであるときには、その相手方である個人に経済的な利益が生ずることは明らかである。また、本件において、原告丙が享受した前記（1）ウの差額に相当する経済的な利益は、原告会社が実際の対価の額を上回る客観的交換価値を有する原告会社の株式を処分し、原告丙に交付したことで生じたものであるから、原告会社が支給したものと評価することができる上、この経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、前記（1）エで述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(3) また、原告丙及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引2が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告丙に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は、この経済的な利益が贈与税の課税の対象とされることを前提とするものと解されるが、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取得していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないものと解される。そして、本件取引2により享受した経済的な利益につき、原告丙が原告会社の代表取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであることは、前記（1）エで述べたとおりであるから、これに対して贈与税を課することはできないし、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(4) さらに、原告丙及び原告会社は、本件取引2に至る経緯等に鑑みると、原告丙の労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、前記(1)で述べたところによれば、客観的にみて、原告丙が本件取引2によって前記(1)ウの差額に相当する経済的な利益を享受したことは明らかである。そして、前記第2の2(3)ウ及びエの前提事実並びに前記1(1)の認定事実によれば、本件取引2については、原告会社の代表取締役として、原告会社の株式を取得する動機を有し、その相手方としても適していることから、原告丙が相手方とされたことが認められる上、本件取引1等において、原告会社の業務に関与していない株主はできる限り少ない方がよいと考えられていたことに鑑みると、原告丙が原告会社の代表取締役としてその職務を遂行していなければ、本件取引2がされることはなかったと推認するのが合理的である。このような経緯等に鑑みると、本件取引2については、原告丙が原告会社の代表取締役としての地位にあってその職務を遂行していたからこそ、それがされたものであり、原告丙は、その地位に基づいて原告会社から当該株式を取得したものと認められるから、それにより享受した前記(1)ウの差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に原告丙及び原告会社の主張する事情をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(5) 加えて、原告丙及び原告会社は、本件更正処分(原告丙分)及び本件納税告知処分(原告会社分)は、本件取引2が基本通達36-15の(1)所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当し、また、その対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することをその前提としているが、いずれにも該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、ここでいう「物品その他の資産の譲渡」等に該当するものであることに変わりはない。また、原告らが提出した証拠(甲10)には、自己株式を「資産として取り扱わない」こととした旨などが記載されているものの、当該証拠は、法人税法の改正に関する部分の抜粋であるから、これが所得税法等の他の税法一般において直ちに妥当するものとは解されない。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

(6) 原告丙及び原告会社は、基本通達36-36については、基本通達23~35共-9及び評価通達第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものととどまるし、一般の納税者には困難な読替えを前提として、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することは許されない旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達36-36は、基本通達23~35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定するのみで、明文をもって、一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定していない。しかしながら、この基本通達は、法規命令ではなく、文理解釈の原則がそのまま妥当するものではないし、取引相場のない株式の価額につき、その準用する基本通達23~

35共-9の(4)ニ所定の「その株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」の解釈又は当てはめをするに当たって、問題状況が類似する基本通達59-6等の規定を参照することに問題があるとは解されないから、その主張する点をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

なお、基本通達59-6は、明文をもって、一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定しているのに対し、基本通達36-36は、明文をもって、その旨を規定しておらず、分かりにくいところがあることは否定し難く、場合によっては、信義誠実の原則に反するか否かが問題になり得るものの、本件では、基本通達36-36の規定の誤解等をしていたとする事情も見当たらず、この点が問題になることはないと思われる。

したがって、この点に関する原告丙及び原告会社の主張は理由がない。

- (7) その他にも、原告丙及び原告会社は、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではなく、その主張する点をもって、本件更正処分(原告丙分)及び本件納税告知処分(原告会社分)が違法なものということとはできない。

4 争点③(本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるか否か等)について

- (1) 原告らは、仮に本件取引1及び2の時における原告会社の株式の価額が被告の主張する金額であったとしても、本件取引1及び2に係る意思表示は錯誤無効であり、これにより生じた経済的成果もその無効に基因して失われたことになるから、本件更正処分(原告甲分)、本件更正処分(原告乙分)、本件更正処分(原告丙分)及び本件納税告知処分(原告会社分)については、いずれも違法なものと思われる旨などを主張しており、原告丙及び訴外丁も、本件の当事者尋問又は証人尋問において、これに沿って、価額及び税負担についての錯誤があった旨などを供述している。

しかしながら、原告丙については、前記第2の2(1)イ及び(3)アの前提事実のとおり、長年にわたって、原告会社の代表取締役を務めていたものであり、その資産状況を十分に把握していなかったとは考え難い上、訴外Dからの訴外贈与に伴って提出された訴外贈与税申告書やその添付資料である贈与契約書及び計算明細書にも、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3166円である旨が記載されていたことが認められるから、その原告丙が当該株式の価額について1株当たり3000円にとどまるものと認識していたとは、にわかには信じ難いところである。また、前記第2の2(3)の前提事実及び前記1(1)の認定事実のとおり、本件税理士が、訴外贈与税申告書又は訴外相続税申告書では、1株当たり1万3166円又は1万3778円である旨を記載していたにもかかわらず、本件取引1及び2では、1株当たり3000円とするよう指導したことに鑑みると、本件税理士は、これによって税負担を圧縮することなどを意図していたものと推認するのが合理的であるところ、その本件税理士が原告会社の代表取締役である原告丙に対して直接又は訴外Dを介してその点を一切説明していなかったとか、原告丙がその点に関する質問等を一切しなかったとすることにも、疑問を差し挟む余地があるというべきである。そのため、この点に関する原告丙の供述を採用することまではできないし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを裏付けるに足りる事情は見当たらない。

これに対し、原告甲及び原告乙については、いずれも原告会社の業務に関与していなかつ

たもので、本件税理士との接点も乏しく、その株式の価額等について誤解していた可能性を否定し難いところではあるが、他方で、前記第2の2（3）イの前提事実のとおり、本件取引1の前である平成25年7月4日に成立した訴外相続に係る遺産分割協議書には、原告会社の株式の評価額が1株当たり1万3778円である旨が記載され、同月5日に提出された訴外相続税申告書やその添付資料にも、その旨が記載されていたことが認められる上、訴外丁の供述によれば、これに記載された金額と本件取引1の対価の額とが一致していないことを認識していたことがうかがわれるから、原告甲及び原告乙が当該株式の価額について1株当たり3000円にとどまるものと認識していたとすることには、疑問を差し挟む余地があるというべきであるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを裏付けるに足りる事情までは見当たらない。

また、所得税などのように、課税の対象が私法上の行為それ自体ではなく、私法上の行為により生じた経済的成果である場合には、その原因となる私法上の行為が無効であったとしても、現にその経済的成果がその無効に起因して失われぬ限り、それに係る課税をすることは妨げられないものと解される所、前記1（2）の認定事実によれば、本件更正処分（原告甲分）、本件更正処分（原告乙分）、本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）の後に提出された原告会社の平成30年7月期の法人税の確定申告書には、本件取引1及び2を前提とする株主ごとの株式数が記載されていたことが認められる上、その他に、本件全証拠を精査しても、原告らが本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因してその対象とされた原告会社の株式の返還等をしたとする事情は見当たらない。そのため、仮に本件取引1及び2に係る意思表示が錯誤無効であるとしても、それにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われたとは認められないから、それをもって、本件更正処分（原告甲分）、本件更正処分（原告乙分）、本件更正処分（原告丙分）及び本件納税告知処分（原告会社分）が違法なものということとはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

(2) また、原告らは、本件取引1及び2により生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになるというべきである旨なども主張している。

しかしながら、争点①及び②に対する当裁判所の判断を前提とすると、本件取引1及び2によって、原告甲及び原告乙には、本件取引1において支払われた対価の額とその対象とされた原告会社の株式に対応する資本金等の額との差額につき、みなし配当に係る配当所得が生ずるとともに、本件取引1の時ににおける価額とその対価の額との差額等につき、譲渡所得が生ずることになり、原告丙には、本件取引2の時ににおける価額とその対価の額との差額につき、給与所得が生ずることになる。このうち、争点①で問題になった譲渡所得に対する課税については、前記2（1）アで述べたように、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、仮に本件取引1に係る意思表示が錯誤無効であったとしても、それだけでは、その対象とされた当該株式につき増加益が生じていたことや自らの支配を離れて他に移転したのを機会としてそれを清算すべきであったことに変わりはないから、少なくともその対象とされた当該株式の返還等がされなければ、それにより生じた経済的成果が失われたということとはできないものと解される。また、争点②で問題

になった給与所得に対する課税についても、原告丙が本件取引2において廉価で当該株式を取得したことにより、その時における価額とその対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したことを捉えたものであるから、少なくともその対象とされた当該株式の返還等がされなければ、それにより生じた経済的成果が失われたということとはできないものと解される。そして、本件全証拠を精査しても、原告らが本件取引1及び2に係る意思表示の錯誤無効に基因してその対象とされた当該株式の返還等をしたとする事情が見当たらないことは、上記(1)で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

- (3) その他にも、原告らは、本件調査の時に、本件取引1及び2に係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしたが、本件調査担当職員から、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかない」などと脅しを受けたために、その合意解約を実行することができなかったという事情があるから、この点に関する被告の主張は信義誠実の原則に反して許されない旨なども主張している。

しかしながら、原告らの主張するところの合意解約は、基本的には、本件取引1及び2に係る意思表示が有効であることを前提とするものであるから、それをした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還するなどしても、直ちには本件取引1及び2により生じた経済的成果がその無効に基因して失われたことにはならないし、新たな行為について課税要件を満たすときに、それに係る課税がされることは当然のことである。そのため、それだけをもって、本件調査担当職員による説明に誤りがあったということとはできないし、その他に、本件全証拠を精査しても、この点に関する被告の主張が信義誠実の原則に反するものであることを基礎付けるに足りる事情は見当たらない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

- 5 本件更正処分等（原告甲分）、本件更正処分等（原告乙分）、本件更正処分等（原告丙分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性

争点①から③までに対する当裁判所の判断は、以上で述べたとおりであるし、前記第2の3の本件更正処分等（原告甲分）、本件更正処分等（原告乙分）、本件更正処分等（原告丙分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性に関する被告の主張のうちその他の部分については、原告らも争っておらず、これを不相当とする理由は見当たらない（なお、被告は、別紙7の2(2)及び別紙8の2(2)のとおり、本件更正処分（原告甲分）及び本件更正処分（原告乙分）に基づき新たに納付すべきことになった税額がそれぞれ1197万1000円及び384万0100円であることを前提として計算した結果、これらに伴って原告甲及び原告乙に課されるべき過少申告加算税の額がそれぞれ174万円及び55万1000円になる旨を主張しているが、被告の前提とする新たに納付すべきことになった税額は、裁決により一部取り消される前のものであるから、その主張する計算過程には誤りがあるといえる。もっとも、裁決により一部取り消された後のものを前提として当裁判所において計算すると、これらの過少申告加算税の額は、それぞれ173万3000円及び54万8000円になり（なお、甲6、7参照）、いずれも裁決により一部取り消された後の本件賦課決定処分（原告甲分）及び本件賦課決定処分（原告乙分）における過少申告加算税の額と同額になるから、それをもって、本件賦課決定処分（原告甲分）及び本件賦課決定処分（原告乙分）が違法なものということとはできない。）。そのため、本件更正処分等（原告甲分）、本件更正処分

等（原告乙分）、本件更正処分等（原告丙分）及び本件納税告知処分等（原告会社分）については、いずれも適法なものと認められる。

第4 結論

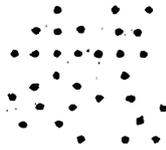
よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 市原 義孝

裁判官 小西 圭一

裁判官 和田 崇寛



【別紙 1】

主な関係法令等の規定

1 民法の規定

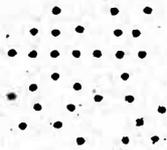
民法 95 条（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの。以下同じ。）は、
5 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とするとして、同
条ただし書において、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその
無効を主張することができない旨を規定している（以下、同条の規定による無効
を「錯誤無効」という。）。

2 所得税法等の規定

10 (1) 所得税法 9 条 1 項（平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同
じ。）は、次に掲げる所得については、所得税を課さないとして、同項 1
6 号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法
の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる
ものを含む。）を掲げている。

15 なお、相続税法 9 条は、同法 5 条から 8 条まで及び第 1 章第 3 節に規定する
場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受
けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、
20 当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があ
った場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与
（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみな
す旨を規定している。

(2) 所得税法 25 条 1 項（平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。以下同
じ。）は、法人の株主等が当該法人の次の各号に掲げる事由により金銭その他
の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額
25 の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付
の基となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、



この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法24条1項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすとした上で、同法25条1項4号において、当該法人の自己の株式又は出資の取得を掲げている（以下、同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額を「みなし配当の金額」という。）。

(3) 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう旨を規定している。

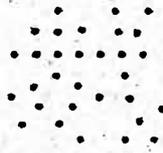
(4) 所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定している。

(5)ア 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨を規定している。

イ 所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を規定している。

(6) 所得税法59条1項は、次の各号に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなすとした上で、同項2号において、著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）を掲げている。

そして、これによる委任を受けた所得税法施行令169条は、所得税法59



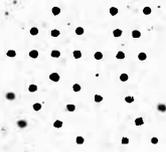
条1項2号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基となる資産の譲渡の時ににおける価額の2分の1に満たない金額とする旨を規定している。

- (7) 所得税法183条1項は、居住者に対し国内において同法28条1項所定の「給与等」(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定している。

3 租税特別措置法等の規定

- (1) 租税特別措置法37条の10第1項は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条2項の規定に該当する譲渡所得を除く。以下、同法37条の10第3項及び4項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法22条及び89条並びに165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨を規定している。

- (2) 租税特別措置法37条の10第3項(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額(所得税法25条1項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用するとした上で、租税特別措置法37条の10第3項4号において、法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を掲げている。



4 「所得税基本通達」(昭和45年7月1日付け直審(所)30ほかの国税庁長官通達。ただし、乙18参照。以下「基本通達」という。)の規定

(1) 基本通達23~35共-9(平成26年6月27日付け課個2-9ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、所得税法施行令84条

5 (平成28年政令第145号による改正前のもの。以下同じ。)本文所定の株式の価額について規定しているところ、基本通達23~35共-9の(4)は、基本通達23~35共-9の(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合には、次に掲

6 げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる価額とするとした上で、①基本通達23~35共-9の(4)イにおいて、売買実例のあるものは、最近において売買の
10 行われたもののうち適正と認められる価額とする旨を規定し、②基本通達23~35共-9の(4)ロにおいて、公開途上にある株式で当該株式の上場又は登録

に際して株式の公募等が行われるものは、一定の方式により決定される公募等の
15 価格等を参酌して通常取引されると認められる価額とする旨を規定し、③基本通達23~35共-9の(4)ハにおいて、売買実例のないものでその株式等の

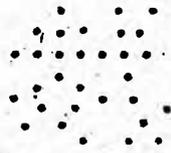
発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の
20 価額があるものは、当該価額に比準して推定した価額とする旨を規定し、④基本通達23~35共-9の(4)ニにおいて、基本通達23~35共-9の(4)イから

ハまでに該当しないものは、権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日にお
けるその株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常
25 取引されると認められる価額とする旨を規定している。

(2) 基本通達36-15は、所得税法36条1項所定の「金銭以外の物又は権利
その他経済的な利益」には、次に掲げるような利益が含まれるとした上で、基

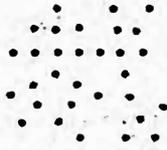
本通達36-15の(1)において、物品その他の資産の譲渡を無償又は低い対価
25 で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価
の額との差額に相当する利益を掲げている。

(3) 基本通達36-36(平成28年6月28日付け課法10-5ほかの国税庁



長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達23～35共-9及び「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日付け直資56ほかの国税庁長官通達。ただし、乙20参照。以下「評価通達」という。なお、この評価通達の規定により評価した価額のことを「相続税評価額」という。)の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。

(4) 基本通達59-6(平成26年7月3日付け課資3-8ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、所得税法59条1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式である場合の同項所定の「その時における価額」とは、基本通達23～35共-9に準じて算定した価額による旨を規定している。また、基本通達59-6は、この場合、基本通達23～35共-9の(4)ニ所定の「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、評価通達178から189-7までの例により算定した価額とするとした上で、①基本通達59-6の(1)において、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する旨を規定し、②基本通達59-6の(2)において、当該株式の価額につき評価通達179の例により算定する場合(評価通達189-3の(1)において評価通達179に準じて算定する場合を含む。)において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株主の発行会社にとって評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に評価通達178所定の「小会社」に該当するものとしてその例による旨を規定し、③基本通達59-6の(3)において、当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、評価通達185の本文所定の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額に



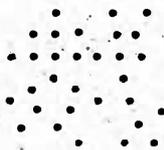
よって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時ににおける価額による旨を規定し、④基本通達59-6の(4)において、評価通達185の本文所定の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）」の計算に当たり、評価通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しない旨を規定している。

5 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（平成14年6月24日付け課資3-1ほかの国税庁長官通達。ただし、乙19参照。以下「租税特別措置法通達」という。）の規定

（
租税特別措置法通達37の10-27（平成27年7月7日付け課資3-4ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、法人がその株主等から租税特別措置法37条の10第3項4号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、同項の規定により、当該株主等が交付を受ける金銭等（みなし配当の金額を除く。）は株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるが、この場合における所得税法59条1
10 項2号の規定の適用については、次によるとした上で、①租税特別措置法通達37の10-27の(1)において、同号の規定に該当するか否かの判定については、法人が当該自己の株式又は出資を取得した時ににおける当該自己の株式又は出資の
（
価額（以下この項において「当該自己株式等の時価」という。なお、この当該自己株式等の時価については、基本通達59-6の規定により算定するものとする。）に対し、当該株主等に交付された金銭等の額が、同号所定の「著しく低い
20 価額の対価」であるか否かにより判定する旨を規定し、②租税特別措置法通達37の10-27の(2)において、同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額については、当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当の金額に相当する金額を控除した金額による旨を規定している。

25 6 評価通達の規定

(1)評価通達178（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官

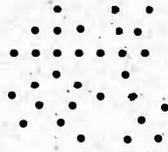


5 通達による改正前のもの。以下同じ。)は、取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ評価通達179の規定によって評価するとした上で、評価通達178のただし書において、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ評価通達188又は189の規定によって評価する旨を規定している。

規模区分	区分の内容		総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	80億円以上
		小売・サービス業	10億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	10億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社(大会社に該当する場合を除く。)	卸売業	7000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	2億円以上80億円未満
		小売・サービス業	4000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	6000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	8000万円以上20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4000万円未満又は従業員数が5人以下	6000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5000万円未満又は従業員数が5人以下	8000万円未満

10 (2) 評価通達179(平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、評価通達178の規定により区分された大会社、中会社又は小会社の株式の価額は、それぞれ次によるとした上で、評価通達179の(1)から(3)までにおいて、次の規定を設けている。

ア 評価通達179の(1)は、大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価するとした上で、評価通達179の(1)ただし書において、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価することができる旨を規定している。



イ(ア) 評価通達 179 の(2)は、中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価するとした上で、評価通達 179 の(2)ただし書において、納税義務者の選択により、当該算式中の類似業種比準価額を 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することができる旨を規定している。

(算式)

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)} \times (1 - L)$$

(イ) また、評価通達 179 の(2)は、上記(ア)の算式中の「L」は、評価会社の総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前 1 年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする旨を規定している。

a 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

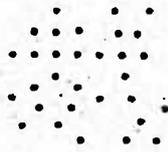
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
7000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	4000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	5000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

b 直前期末以前 1 年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
50億円以上80億円未満	12億円以上20億円未満	14億円以上20億円未満	0.90
25億円以上50億円未満	6億円以上12億円未満	7億円以上14億円未満	0.75
2億円以上25億円未満	6000万円以上6億円未満	8000万円以上7億円未満	0.60

ウ 評価通達 179 の(3)は、小会社の株式の価額は、1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価するとした上で、評価通達 179 の(3)ただし書において、納税義務者の選択により、Lを「0.50」として前記イ(ア)の算式によって評価することができる旨を規定している。



(3)ア 評価通達180（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、評価通達179所定の「類似業種比準価額」は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とするとして、この場合において、評価会社の直前期末における資本金等の額を直前期末における発行済株式数（自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数。以下同じ。）で除した金額（以下「1株当たりの資本金等の額」という。）が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする旨を規定している。

（算式）

$$A \times \left(\frac{\text{㊸}}{\text{B}} + \frac{\text{㊹}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{㊺}}{\text{D}} \right) \times 0.7$$

イ また、評価通達180の(1)は、上記アの算式中の「A」、「㊸」、「㊹」、「㊺」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による旨を規定している。

(ア) 前記アの算式中の「A」は、類似業種の株価をいう。

(イ) 前記アの算式中の「㊸」は、評価会社の1株当たりの配当金額をいう。

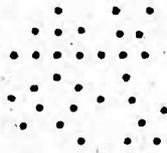
(ウ) 前記アの算式中の「㊹」は、評価会社の1株当たりの利益金額をいう。

(エ) 前記アの算式中の「㊺」は、評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）をいう。

(オ) 前記アの算式中の「B」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの配当金額をいう。

(カ) 前記アの算式中の「C」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額をいう。

(キ) 前記アの算式中の「D」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）をいう。

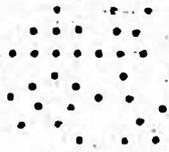


ウ そして、評価通達180の(2)は、前記アの算式中の「0.7」は、評価通達178所定の「中会社」の株式を評価する場合には「0.6」、評価通達178所定の「小会社」の株式を評価する場合には「0.5」とする旨を規定している。

6 (4) 評価通達181は、評価通達180所定の「類似業種」は、大分類、中分類及び小分類に区分して別に定める業種（以下「業種目」という。）のうち、評価会社の事業が該当する業種目とし、その業種目が小分類に区分されているものにあつては小分類による業種目、小分類に区分されていない中分類のものにあつては中分類による業種目とするとして、評価通達181のただし書において、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあつてはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあつてはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができる旨を規定している。

15 (5) 評価通達188は、評価通達178所定の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、評価通達188-2の規定によるとして、評価通達188の(1)から(4)までにおいて、次の規定を設けている。

20 ア 評価通達188の(1)は、同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(1)は、この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者（法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう旨も規定してい

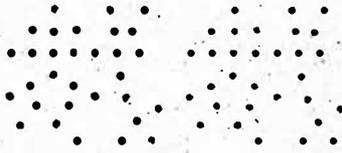


る。

イ 評価通達188の(2)は、中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（課税時期において評価会社の役員である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(2)は、この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の一人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%である会社を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう旨も規定している。

ウ 評価通達188の(3)は、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式を掲げている。

エ 評価通達188の(4)は、中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（前記イの役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(4)は、この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう旨も規定し



ている。

- (6) 評価通達188-2は、評価通達188所定の株式の価額は、その株式に係る年配当金額を基として、次の算式により計算した金額によって評価するとした上で、評価通達188-2のただし書において、その金額がその株式を評価通達179の規定により評価するものとして計算した金額を超える場合には、
5 評価通達179の規定により計算した金額によって評価する旨を規定している。

(算式)

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

甲
本件更正処分等（原告分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁決 (一部取消し)
		法定申告期限内	平成29年6月2日	平成29年6月2日	平成29年8月30日	平成30年3月19日
総所得金額 (②)	①	11,820,600	9,165,869	全部取消し	全部取消し	9,165,869
内訳 配当所得の金額	②	11,820,600	9,165,869			9,165,869
未公開分株式等譲渡所得等の金額	③	—	75,851,110			75,550,222
所得控除の額の合計額 (⑤ + ⑥ + ⑦)	④	505,850	505,850			505,850
内 社会保険料控除の金額	⑤	75,850	75,850			75,850
内 生命保険料控除の金額	⑥	50,000	50,000			50,000
内 基礎控除の金額	⑦	380,000	380,000			380,000
課税総所得金額 (① - ④)	⑧	11,314,000	8,660,000			8,660,000
未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 (③)	⑨	—	75,851,000			75,550,000
算出税額	⑧に対する税額	⑩	2,197,620			1,355,800
	⑨に対する税額	⑪	—			11,377,650
	計	⑫	2,197,620			12,733,450
配当控除	⑬	1,116,360	458,294			458,294
差引所得税額 (⑫ - ⑬)	⑭	1,081,260	12,275,156			12,230,006
復興特別所得税 (⑭ × 2.1%)	⑮	22,706	257,778			256,830
源泉徴収税額	⑯	2,413,766	1,871,670			1,871,670
申告納税額 (⑭ + ⑮ - ⑯)	⑰	△1,309,800	10,661,200			10,615,100
過少申告加算税の額	⑱					1,740,000

(注) 1 「申告納税額」欄(⑰欄)の「△」は、還付金の額に相当する税額であることを表している。
 2 「未公開分株式等譲渡所得等の金額」欄(③欄)の金額は、租税特別措置法37条の10第1項所定の「株式等に係る譲渡所得等の金額」のうち、上場分株式等譲渡所得等の金額以外の金額である。
 3 「課税総所得金額」欄(⑧欄)及び「未公開分株式等課税譲渡所得等の金額」欄(⑨欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 4 「更正処分」欄及び「裁決」欄における「申告納税額」欄(⑰欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

乙
本件更正処分等（原告 〇〇分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁決 (一部取消し)
		法定申告期限内	平成29年6月2日	平成29年6月2日	平成29年8月30日	平成30年3月19日
総所得金額 (② + ③)	①	5,221,600	4,396,475	全部取消し	全部取消し	4,396,475
内 配当所得の金額	②	3,674,000	2,848,875			2,848,875
内 給与所得の金額	③	1,547,600	1,547,600			1,547,600
未公開分株式等譲渡所得等の金額	④	-	23,575,535			23,482,015
所得控除の額の合計額 (⑥ + ⑦ + ⑧)	⑤	747,767	747,767			747,767
内 社会保険料控除の金額	⑥	317,767	317,767			317,767
内 生命保険料控除の金額	⑦	50,000	50,000			50,000
内 基礎控除の金額	⑧	380,000	380,000			380,000
課税総所得金額 (① - ⑤)	⑨	4,473,000	3,648,000			3,648,000
未公開分株式等譲渡所得等の金額 (④)	⑩	-	23,575,000			23,482,000
算出税額 ⑨に対する税額	⑪	467,100	302,100			302,100
算出税額 ⑩に対する税額	⑫	-	3,536,250			3,522,300
算出税額 計	⑬	467,100	3,838,350			3,824,400
配当控除	⑭	367,400	142,444			142,444
差引所得税額 (⑬ - ⑭)	⑮	99,700	3,695,906			3,681,956
復興特別所得税 (⑮ × 2.1%)	⑯	2,093	77,614			77,321
源泉徴収税額	⑰	794,330	625,839			625,839
申告納税額 (⑮ + ⑯ - ⑰)	⑱	△ 692,537	3,147,600			3,133,400
過少申告加算税の額	⑲					551,000

(注) 1 「申告納税額」欄(⑱欄)の「△」は、還付金の額に相当する税額であることを表している。

2 「未公開分株式等譲渡所得等の金額」(④欄)の金額は、租税特別措置法37条の10第1項所定の「株式等に係る譲渡所得等の金額」のうち、上場分株式等譲渡所得等の金額以外の金額である。

3 「課税総所得金額」欄(⑨欄)及び「未公開分株式等課税譲渡所得等の金額」欄(⑩欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

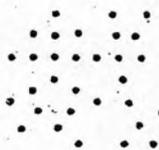
4 「更正処分」欄及び「裁決」欄における「申告納税額」欄(⑱欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

本件更正処分等（原告[㊦]分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決
		法定申告期限内	平成29年5月9日	平成29年5月9日	平成29年6月14日	平成30年3月19日
総所得金額 (② + ③)	①	18,752,000	149,022,252	全部取消し	全部取消し	棄却
内 配当所得の金額	②	1,302,000	1,302,000			
内 給与所得の金額	③	17,450,000	147,720,252			
所得控除の額の合計額 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	④	2,688,252	2,688,252			
内 医療費控除の金額	⑤	13,525	13,525			
内 社会保険料控除の金額	⑥	1,860,827	1,860,827			
内 生命保険料控除及び 地震保険料控除の金額	⑦	53,900	53,900			
内 配偶者控除の金額	⑧	380,000	380,000			
内 基礎控除の金額	⑨	380,000	380,000			
課税総所得金額 (① - ④)	⑩	16,063,000	146,334,000			
⑩に対する税額	⑪	3,764,790	55,737,600			
配当控除	⑫	65,100	65,100			
差引所得税額 (⑪ - ⑫)	⑬	3,699,690	55,672,500			
復興特別所得税 (⑬ × 2.1%)	⑭	77,693	1,169,122			
源泉徴収税額	⑮	3,675,668	56,667,874			
申告納税額 (⑬ + ⑭ - ⑮)	⑯	101,700	173,700			
過少申告加算税の額	⑰					

(注) 1 「課税総所得金額」欄(⑩欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 2 「申告納税額」欄(⑯欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。



【別紙6】

本件納税告知処分等（原告会社分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	納税告知処分	賦課決定処分	審査請求	裁決
		平成29年5月9日	平成29年5月9日	平成29年6月14日	平成30年3月19日
納付すべき源泉所得税等の額	①	52,992,206		全部取消し	棄却
不納付加算税の額	②		5,299,000		

本件更正処分等（原告甲分）の適法性（被告の主張）

1 本件更正処分（原告甲分）の適法性

(1) 被告の主張する原告甲に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 916万5869円

標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額であり、配当所得の金額と同額である。

(ア) 原告会社の株式に係る配当の金額 107万4600円

標記の金額は、本件確定申告書（原告甲分）に記載された原告会社の株式に係る配当の金額と同額である。

(イ) 本件取引1（原告甲分）に係るみなし配当の金額 809万1269円

標記の金額は、本件取引1（原告甲分）に係るみなし配当の金額であり、所得税法25条1項の規定により、その譲渡価額1611万9000円から、資本金等の額4535万9000円（後記a及びbの金額の合計額から後記cの金額を控除した金額）を原告会社の発行済株式の総数3万0359株（ただし、自己株式の数を控除した後のもの）で除した上でその対象とされた原告会社の株式5373株を乗じた金額である802万7731円（ただし、1円未満の端数を切り捨てた後のもの）を控除した金額である。

a 原告会社の資本金の額 6000万円

b 原告会社の資本準備金の額 1500万円

c 自己株式の額 2964万1000円

イ 未公開分株式等譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、平成20年法律第23号附則43条2項所定の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」以外の金額のこと。以下同じ。） 7555万0222円

標記の金額は、本件取引1（原告甲分）に係る未公開分株式等譲渡所得等の金額であり、後記（ア）の金額から後記（イ）及び（ウ）の金額をそれぞれ控除した金額である。

(ア) 本件取引1（原告甲分）に係る収入金額 8092万3222円

所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなされることになること、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6の規定により、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。そして、原告甲及び原告乙は、いずれも評価通達188の（2）所定の「中心的な同族株主」に該当しないことから、基本通達59-6の（2）の規定が適用されることはなく、評価通達178の規定によって判定すると、原告会社は、評価通達178所定の「中会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1（原告甲分）の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万6567円になるところ、本件取引1（原告甲分）は、1株当たり3000円で原告会社の株式5373株を譲渡したものであるから、同号所定の「著しく低い価額の対

価として政令で定める額による譲渡」に該当するものといえる。そのため、本件取引1（原告甲分）は、当該株式5373株のその時における価額に相当する金額である8901万4491円により資産の譲渡があったものとみなされることになるから、その金額から前記ア（イ）の金額を控除した金額である8092万3222円が、それに係る収入金額になる。

（イ）取得費の額 537万3000円

原告甲が原告会社の株式5373株を取得した原因は、訴外Fからの贈与等によるものであったと認めるのが相当であるから、所得税法60条1項の規定により、取得費の額が引き継がれることになる。これを前提とすると、1株当たりの取得費の額は、額面と同額である1000円と推認することができるから、これに当該株式5373株を乗じた金額である537万3000円が取得費の額になる。

（ウ）譲渡に要した費用の額 零円

本件取引1（原告甲分）については、譲渡に要した費用があるとは認められない。

ウ 所得控除の額の合計額 50万5850円

標記の金額は、後記（ア）から（ウ）までの金額の合計額である。

（ア）社会保険料控除の額 7万5850円

標記の金額は、本件確定申告書（原告甲分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。

（イ）生命保険料控除の額 5万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告甲分）に記載された生命保険料控除の額と同額である。

（ウ）基礎控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告甲分）に記載された基礎控除の額と同額である。

エ 課税総所得金額 866万円

標記の金額は、前記アの金額から上記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

オ 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 7555万円

標記の金額は、前記イの金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

カ 差引所得税額 1223万0006円

標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額から後記（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 135万5800円

標記の金額は、前記エの金額に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。）所定の税率を乗じて計算した金額である。

（イ）未公開分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 1133万2500円

標記の金額は、前記オの金額に租税特別措置法37条の10第1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

（ウ）配当控除の額 45万8294円

標記の金額は、前記アの金額に所得税法92条1項（平成27年法律第9号による改正

前のもの。以下同じ。) 3号イ所定の税率を乗じて計算した金額である。

キ 申告納税額 1061万5100円

標記の金額は、上記カ及び後記(ア)の金額の合計額から後記(イ)の金額を控除した金額(ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 復興特別所得税の額 25万6830円

標記の金額は、前記カの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 187万1670円

標記の金額は、本件確定申告書(原告甲分)に記載された前記ア(ア)の配当に係る源泉徴収税額並びに前記ア(イ)の金額に所得税法182条2号所定の税率を乗じて計算した金額及びその金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(2) 被告の主張する原告甲に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記(1)キの金額であり、裁決により一部取り消された後の本件更正処分(原告甲分)における納付すべき税額と同額になるから、この本件更正処分(原告甲分)については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分(原告甲分)の適法性

(1) 上記1(2)で述べたように、本件更正処分(原告甲分)は、適法なものであるところ、本件更正処分(原告甲分)により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分(原告甲分)の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する本件更正処分(原告甲分)に伴って原告甲に課されるべき過少申告加算税の額は、174万円であり、これは、後記ア及びイの金額の合計額と同額である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 119万7000円

標記の金額は、本件更正処分(原告甲分)に基づき新たに納付すべきことになった税額1197万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に国税通則法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額 54万3000円

標記の金額は、本件更正処分(原告甲分)に基づき納付すべきことになった税額1197万1000円から期限内申告税額110万3966円を控除した金額1086万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条2項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件更正処分(原告甲分)に伴って原告甲に課されるべき過少申告加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分(原告甲分)における過少申告加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分(原告甲分)については、適法なものと認められる。

本件更正処分等（原告乙分）の適法性（被告の主張）

1 本件更正処分（原告乙分）の適法性

(1) 被告の主張する原告乙に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 439万6475円

標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

(ア) 配当所得の金額 284万8875円

標記の金額は、後記 a 及び b の金額の合計額である。

a 原告会社の株式に係る配当の金額 33万4000円

標記の金額は、本件確定申告書（原告乙分）に記載された原告会社の株式に係る配当の金額と同額である。

b 本件取引1（原告乙分）に係るみなし配当の金額 251万4875円

標記の金額は、本件取引1（原告乙分）に係るみなし配当の金額であり、所得税法25条1項の規定により、その譲渡価額501万円から、資本金等の額4535万9000円（後記（a）及び（b）の金額の合計額から後記（c）の金額を控除した金額）を原告会社の発行済株式の総数3万0359株（ただし、自己株式の数を控除した後のもの）で除した上でその対象とされた原告会社の株式1670株を乗じた金額である249万5125円（ただし、1円未満の端数を切り捨てた後のもの）を控除した金額である。

(a) 原告会社の資本金の額 6000万円

(b) 原告会社の資本準備金の額 1500万円

(c) 自己株式の額 2964万1000円

(イ) 給与所得の金額 154万7600円

標記の金額は、本件確定申告書（原告乙分）に記載された給与所得の金額と同額である。

イ 未公開分株式等譲渡所得等の金額 2348万2015円

標記の金額は、本件取引1（原告乙分）に係る未公開分株式等譲渡所得等の金額であり、後記（ア）の金額から後記（イ）及び（ウ）の金額をそれぞれ控除した金額である。

(ア) 本件取引1（原告乙分）に係る収入金額 2515万2015円

別紙7の1（1）イ（ア）で述べたところを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1（原告乙分）の時における価額を算定すると、別紙11の表のとおり、1株当たり1万6567円になるところ、本件取引1（原告乙分）は、1株当たり3000円で原告会社の株式1670株を譲渡したものであるから、同号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものといえる。そのため、本件取引1（原告乙分）は、当該株式1670株のその時における価額に相当する金額である2766万6890円により資産の譲渡があったものとみなされることになるから、その金額から前記ア（ア）bの金額を控除した金額である2515万2015円が、それに係る収入金額になる。

(イ) 取得費の額 167万円

原告乙が原告会社の株式1670株を取得した原因は、訴外Fからの贈与等によるものであったと認めるのが相当であるから、所得税法60条1項の規定により、その取得費の額が引き継がれることになる。これを前提とすると、1株当たりの取得費の額は、額面と同額である1000円と推認することができるから、これに当該株式1670株を乗じた金額である167万円が取得費の額になる。

- (ウ) 譲渡に要した費用の額 零円
本件取引1（原告乙分）については、譲渡に要した費用があるとは認められない。
- ウ 所得控除の額の合計額 74万7767円
標記の金額は、後記（ア）から（ウ）までの金額の合計額である。
- (ア) 社会保険料控除の額 31万7767円
標記の金額は、本件確定申告書（原告乙分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。
- (イ) 生命保険料控除の額 5万円
標記の金額は、本件確定申告書（原告乙分）に記載された生命保険料控除の額と同額である。
- (ウ) 基礎控除の額 38万円
標記の金額は、本件確定申告書（原告乙分）に記載された基礎控除の額と同額である。
- エ 課税総所得金額 364万8000円
標記の金額は、前記アの金額から上記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- オ 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 2348万2000円
標記の金額は、前記イの金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- カ 差引所得税額 368万1956円
標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額から後記（ウ）の金額を控除した金額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 30万2100円
標記の金額は、前記エの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。
- (イ) 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 352万2300円
標記の金額は、前記オの金額に租税特別措置法37条の10第1項所定の税率を乗じて計算した金額である。
- (ウ) 配当控除の額 14万2444円
標記の金額は、前記ア（ア）の金額に所得税法92条1項3号イ所定の税率を乗じて計算した金額である。
- キ 申告納税額 313万3400円
標記の金額は、上記カ及び後記（ア）の金額の合計額から後記（イ）の金額を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (ア) 復興特別所得税の額 7万7321円

標記の金額は、前記カの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 62万5839円

標記の金額は、本件確定申告書(原告乙分)に記載された前記ア(ア) aの配当及び前記ア(イ)の給与等に係る源泉徴収税額並びに前記ア(ア) bの金額に所得税法182条2号所定の税率を乗じて計算した金額及びその金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(2) 被告の主張する原告乙に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記(1)キの金額であり、裁決により一部取り消された後の本件更正処分(原告乙分)における納付すべき税額と同額になるから、この本件更正処分(原告乙分)については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分(原告乙分)の適法性

(1) 上記1(2)で述べたように、本件更正処分(原告乙分)は、適法なものであるところ、本件更正処分(原告乙分)により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分(原告乙分)の前における税額の計算の基礎とされていないことについて国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する本件更正処分(原告乙分)に伴って原告乙に課されるべき過少申告加算税の額は、55万1000円であり、これは、後記ア及びイの金額の合計額と同額である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 38万4000円

標記の金額は、本件更正処分(原告乙分)に基づき新たに納付すべきことになった税額384万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に国税通則法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額 16万7000円

標記の金額は、本件更正処分(原告乙分)に基づき納付すべきことになった税額384万0100円から50万円(なお、期限内申告税額はこれを超えるものではない。)を控除した金額334万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条2項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件更正処分(原告乙分)に伴って原告乙に課されるべき過少申告加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分(原告乙分)における過少申告加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分(原告乙分)については、適法なものと認められる。

本件更正処分等（原告丙分）の適法性（被告の主張）

1 本件更正処分（原告丙分）の適法性

（1）被告の主張する原告丙に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 1億8845万4234円

標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 配当所得の金額 130万2000円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された配当所得の金額と同額である。

（イ） 給与所得の金額 1億8715万2234円

標記の金額は、後記 a 及び b の金額の合計額から後記 c の金額を控除した金額である。

a 原告会社からの給与等の金額（ただし、後記 b の金額を除く。） 1990万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された原告会社からの給与等の金額と同額である。

b 本件取引 2 に係る給与等の金額 1億6970万2234円

所得税法 36 条 2 項は、同条 1 項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を規定しているところ、基本通達 36-36 の規定等を踏まえると、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達 59-6 に準じた一定の条件を付した上で、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって算定するのが合理的である。そして、原告丙は、評価通達 188 の（1）所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達 188 の（2）所定の「中心的な同族株主」にも該当するものであったことから、原告会社は、基本通達 59-6 の（2）に準じ、評価通達 178 所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって本件取引 2 の時における価額を算定すると、別紙 12 の表のとおり、1 株当たり 2 万 5 千 6 百 3 十 3 円になるから、原告丙が 1 株当たり 3 万 0 千 0 円円で原告会社の株式 7 千 4 百 9 十 8 株を取得した本件取引 2 によって享受した経済的な利益の価額は、標記の金額になる。

c 給与所得控除額 245万円

標記の金額は、前記 a 及び b の金額の合計額について、所得税法 28 条 3 項（平成 26 年法律第 10 号による改正前のもの）の規定により計算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 268万8252円

標記の金額は、後記（ア）から（オ）までの金額の合計額である。

（ア） 医療費控除の額 1万3525円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された医療費控除の額と同額である。

（イ） 社会保険料控除の額 186万0827円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。

（ウ） 生命保険料控除及び地震保険料控除の額 5万3900円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された生命保険料控除及び地震保険料控除の額と同額である。

(エ) 配偶者控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された配偶者控除の額と同額である。

(オ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された基礎控除の額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億8576万5000円

標記の金額は、前記アの金額から上記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 差引所得税額 7144万4900円

標記の金額は、後記（ア）の金額から後記（イ）の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 7151万円

標記の金額は、前記ウの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 配当控除の額 6万5100円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された配当控除の額と同額である。

オ 申告納税額 68万4834円

標記の金額は、上記エ及び後記（ア）の金額から後記（イ）及び（ウ）の金額をそれぞれ控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 復興特別所得税の額 150万0342円

標記の金額は、前記エの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 前記ア（ア）の配当に係る源泉徴収税額 26万5868円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された前記ア（ア）の配当に係る源泉徴収税額と同額である。

(ウ) 前記ア（イ）aの給与等に係る源泉徴収税額 340万9800円

標記の金額は、本件確定申告書（原告丙分）に記載された前記ア（イ）aの給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

(エ) 前記ア（イ）bの給与等に係る源泉徴収税額 6858万4740円

標記の金額は、別紙10の1（2）の金額と同額である。

(2) 被告の主張する原告丙に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記（1）オの金額であり、本件更正処分（原告丙分）における納付すべき税額を上回ることになるから、本件更正処分（原告丙分）については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分（原告丙分）の適法性

(1) 上記1（2）で述べたように、本件更正処分（原告丙分）は、適法なものであるところ、本件更正処分（原告丙分）により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分（原告丙分）の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する本件更正処分（原告丙分）に伴って原告丙に課されるべき過少申告加算税の

額は、7000円であり、これは、本件更正処分（原告丙分）に基づき新たに納付すべきことになった税額7万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

- (3) 被告の主張する本件更正処分（原告丙分）に伴って原告丙に課されるべき過少申告加算税の額は、上記（2）の金額であり、本件賦課決定処分（原告丙分）における過少申告加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分（原告丙分）については、適法なものと認められる。

本件納税告知処分等（原告会社分）の適法性（被告の主張）

1 本件納税告知処分（原告会社分）の適法性

(1) 原告丙が本件取引2によって経済的な利益を享受していたことは、別紙9の1(1)ア(イ)bで述べたとおりであるところ、これは、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものであるから、原告会社は、それに係る源泉徴収義務を負うことになる。なお、これは、あらかじめ支給額、支給基準及び支給期がいずれも定められておらず、賞与としての性質を有するものであったといえる。

(2) 被告の主張する平成25年8月分の本件取引2に係る源泉所得税等の額は、6858万4740円であるところ、その計算過程は、次のとおりである。

すなわち、後記アの金額の12分の1の割合に相当する金額は、1414万1852円になるところ、この金額及び後記イの金額の合計額に復興財源確保法29条1項1号の規定を適用して計算すると、583万2765円になる。そして、この金額から同様に計算した後記イの給与に係る源泉所得税等の額11万7370円を控除した金額に12を乗じて計算すると、上記の金額になる。

ア 本件取引2による経済的な利益の価額 1億6970万2234円
標記の金額は、別紙9の1(1)ア(イ)bの金額と同額である。

イ 平成25年7月支給の給与の金額（ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの）
98万4424円

標記の金額は、平成25年分における源泉徴収原簿（乙17）に記載された同年7月支給の給与の金額（ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの）と同額である。

(3) 被告の主張する平成25年8月分の本件取引2に係る源泉所得税等の額は、前記(2)の金額であり、本件納税告知処分（原告会社分）における源泉所得税等の額を上回ることになるから、本件納税告知処分（原告会社分）については、適法なものと認められる。

2 本件賦課決定処分（原告会社分）の適法性

(1) 上記1(3)で述べたように、本件納税告知処分（原告会社分）は、適法なものであるところ、平成25年8月分の本件取引2に係る源泉所得税等が法定納期限までに完納されなかったことについて国税通則法67条1項（平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）所定の「正当な理由」があるとは認められない。

(2) 被告の主張する本件納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、529万9000円であるところ、これは、本件納税告知処分（原告会社分）に係る税額5299万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法67条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、上記(2)の金額であり、本件賦課決定処分（原告会社分）における不納付加算税の額と同額になるから、本件賦課決定処分（原告会社分）については、適法なものと認められる。

別紙2、11、12 省略